

# 令和4年度 集団指導

札幌市子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）

## 子どもの権利を守るために できること

～子どもアシストセンターの取り組みを中心に～



札幌市子どもアシストセンター  
マスコット ハッピー



# 目 次

I 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例について

II 札幌市子どもの権利救済機関（アシストセンター）について

III 子どもが伸び伸び成長していくために・・・

IV 最後に（子どもの権利条例前文より）

**札幌市では、  
子どもの権利の保障を進めるため  
「子どもの権利条例」を  
制定しています。  
まず、はじめに、  
子どもの権利条例について  
見ていきましょう。**



※「子どもの権利条例」の正式名称は「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」といいます。

# I 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例について

## 条例制定までの経過

1989年

児童の権利に関する条約

国際連合  
総会

1994年

国際条約として批准

日本政府

2008年

子どもの最善の利益を実現する  
ための権利条例

札幌市

2009年

子どもの権利救済機関  
子どもアシストセンター

札幌市  
設立

# 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例の内容

## (1) 責務【第3条】

保護者、**育ち学ぶ施設**の設置者、管理者及び職員、事業者、市民並びに市は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

### ●**育ち学ぶ施設**とは【第2条第2項】

児童福祉法に定める児童福祉施設、学校教育法に定める学校、専修学校及び各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設をいう。

# 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例の内容について

## (2) 子どもにとって大切な権利

子どもが成長、発達していく上で、特に大切にされる必要がある4つの権利

権利  
1

安心して生きる権利

権利  
2

自分らしく生きる権利

権利  
3

豊かに育つ権利

権利  
4

参加する権利

# 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例の内容について

## 権利 1

## 安心して生きる権利

## 【第8条】

子どもは安心して生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障される必要があります。

- (1) 命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。
- (2) 愛情を持ってはぐくまれること。
- (3) いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。
- (4) 障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。
- (5) 自分を守るために必要な情報や知識を得ること。
- (6) 気軽に相談し、適切な支援を受けること。

# 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例の内容について

## 権利 2

### 自分らしく生きる権利

### 【第9条】

子どもは自分らしく生きることができます。  
そのためには、主に次の権利が保障される必要があります。

- (1) かけがえのない自分を大切にすること。
- (2) 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- (3) 自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。
- (4) プライバシーが守られること。



# 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例の内容について

## 権利 3

### 豊かに育つ権利

### 【第10条】

子どもは、様々な経験を通して豊かに育つことができます。そのためには、主に次の権利が保障される必要があります。

- (1) 学び、遊び、休息すること。
- (2) 健康的な生活を送ること。
- (3) 自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。
- (4) 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。

# 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例の内容について

権利  
3

豊かに育つ権利

【第10条】

- (5) 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。
- (6) 札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと。
- (7) 地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること。

# 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例の内容について

## 権利 4

### 参加する権利

### 【第11条】

子どもは、自分にかかわることに参加することができます。そのためには、主に次の権利が保障される必要があります。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- (3) 適切な情報提供等の支援を受けること。
- (4) 仲間をつくり、集まること。

# 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例の内容について

## (3) 育ち学ぶ施設における権利の保障 (ア) 施設関係者の役割 【第14条】

- 1 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。
- 2 施設関係者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行うよう努めなければなりません。

# 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例の内容について

## (3) 育ち学ぶ施設における権利の保障 (イ) いじめの防止 【第16条】

- 1 施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。
- 2 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

# 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例の内容について

(3) 育ち学ぶ施設における権利の保障

(ウ) 虐待及び体罰の禁止等【第17条】

- 1 施設関係者は、子どもに対して虐待及び体罰を行ってはなりません。
- 2 施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

# 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例の内容について

## (3) 育ち学ぶ施設における権利の保障

### (工) 関係機関等との連携と研修【第18条】

- 1 施設設置管理者は、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等のために、関係機関等との連携に努めなければなりません。**
- 2 施設設置管理者は、職員に対し、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等に関する研修の機会を設けるよう努めなければなりません。**

# 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例の内容について

## (3) 育ち学ぶ施設における権利の保障

### (オ) 事情等を聴く機会の設定【第19条】

**施設設置管理者は、子どもに対して不利益な処分等を行おうとするときは、あらかじめ、子ども本人から事情等を聴く機会を設けるよう努めなければなりません。**



札幌市では、  
子どもの権利条例に基づき  
子どもの権利が  
守られずに悩んでいる子どもを  
助けるために  
「子どもアシストセンター」  
を設置しています。  
ここからは、アシストセンター  
について見ていきましょう。



## Ⅱ 札幌市子どもの権利救済機関（アシストセンター）について

### 子どもアシストセンターの設置場所



↑さっぽろ  
テレビ塔

大通バス  
センタービル→

テレビ塔の向  
かいのビルに  
あります



所在地:札幌市中央区南1条東1丁  
目大通バスセンタービル1号館6階



札幌市子どもアシストセンター  
マスコット ハッピー

# 子どもアシストセンターの活動は？

アシストセンターでは、子どもの権利侵害に対して相談から実際の救済までを行っています。

相談活動

調査活動

救済活動

相談員（7名）

調査員（3名）

救済委員（2名）

電話相談

Eメール相談

LINE相談

面談



LINEで相談



ハッピー

# 子どもアシストセンターの特徴

## 特徴 1

相談活動の延長として、問題解決のために、関係機関や相手方との間に入り、権利侵害からの救済に向けた調査・調整を行う

## 特徴 2

救済委員は、勧告、意見表明、是正要請、公表等の権限を持つ

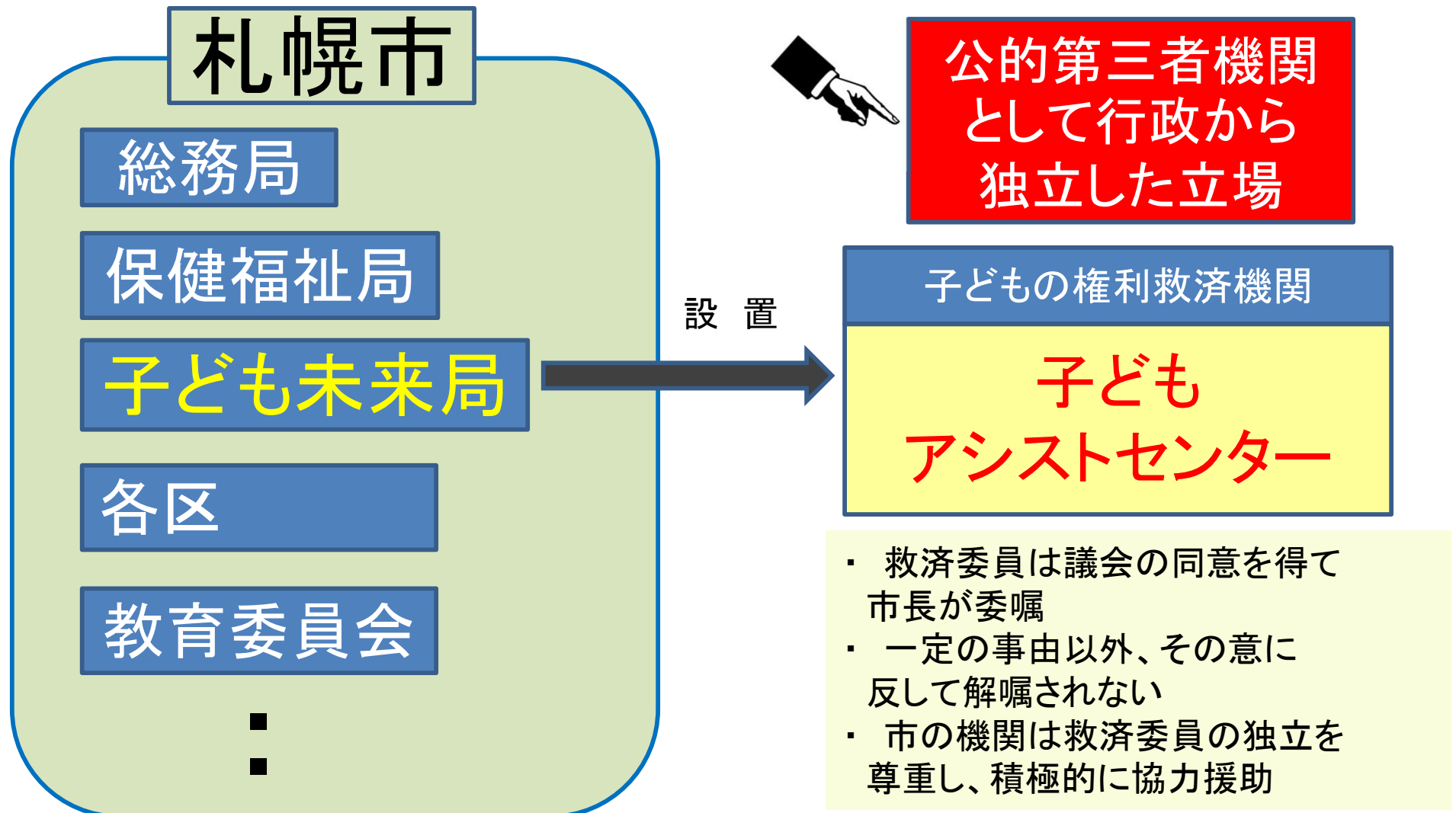
## 特徴 3

行政から独立した公的第三者機関  
(子どものためのオンブズマン)

次項に  
補足説  
明あり

# 行政から独立した公的第三者機関

アシストセンターは、行政機関が権利侵害の当事者となることも考えられることなどから行政から独立しています。



# 相談の対象者



**札幌市内在住の  
子ども**



**18歳未満の  
子ども**  
(18~19歳の高校生等を含む)

- ※ 対象者に関する相談であれば、子ども本人に限らず、誰でも行うことができます。
- ※ 札幌市外に在住する子どもであっても、札幌市内の学校や施設に通学や入所し、相談の事案が市内で生じた場合は対象となります。

## 相談時間・相談方法



相談時間 平日 10：00～20：00  
土曜 10：00～16：00

※日曜・祝日・年末年始はお休み

## 相談方法

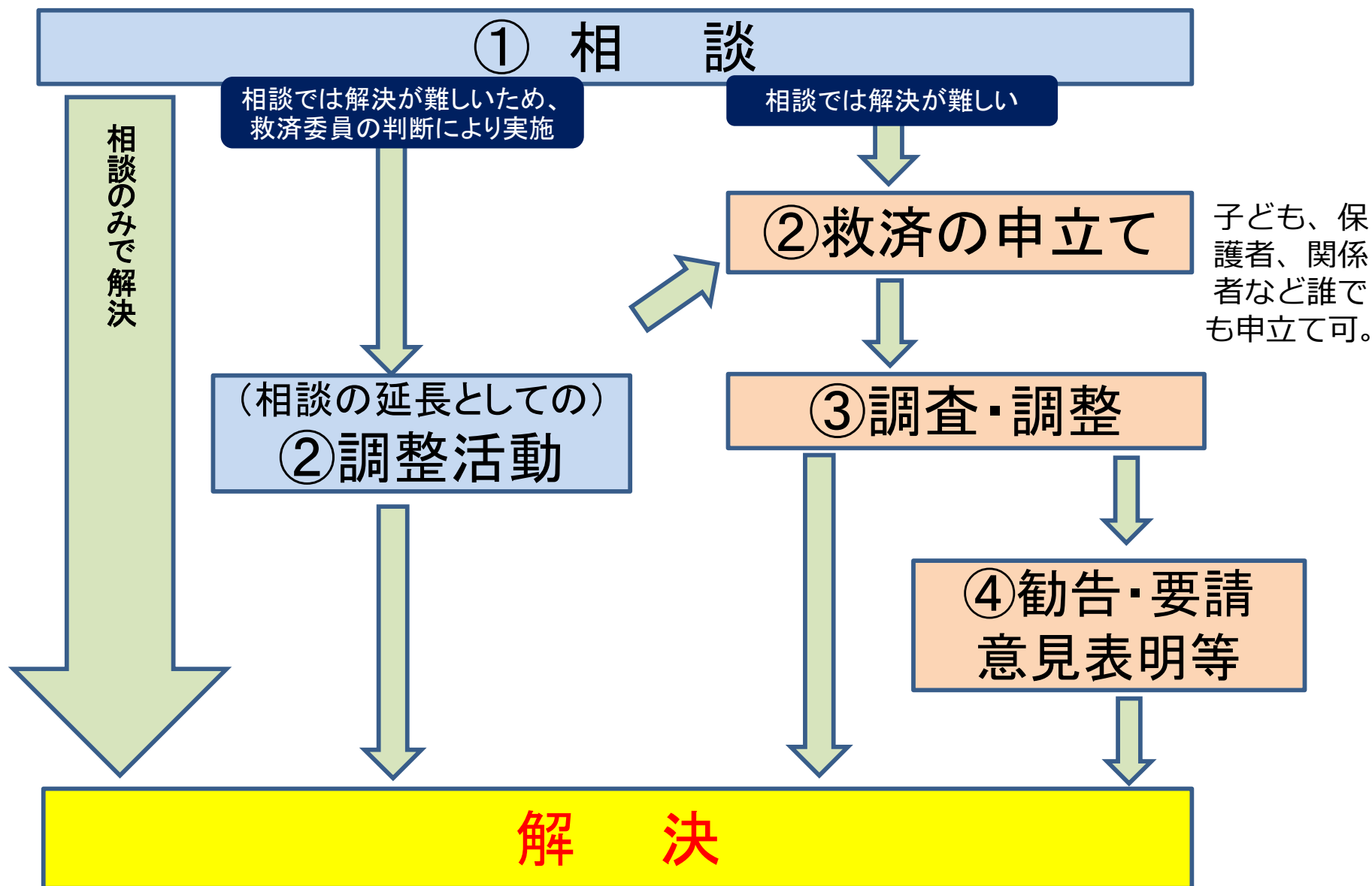
電話 0120-66-3783 (子ども専用)  
011-211-2946

Eメール [assist@city.sapporo.jp](mailto:assist@city.sapporo.jp)

LINE (「子どもアシストセンター」を友だち登録)

面談

# 子どもの権利侵害からの救済の流れ





# 令和3年度の活動実績

## 1 相談・調整件数

### 相談件数

実件数	948件	(令和2年度	882件)
-----	------	--------	-------

延べ件数	2,886件	(令和2年度	3,230件)
------	--------	--------	---------

### 調整件数

調整件数	32件	(令和2年度	19件)
------	-----	--------	------

救済申立て件数	1件	(令和2年度	0件)
---------	----	--------	-----

## 2 内容別相談件数

子どもと大人の相談内容の上位5項目は以下のとおりです。

子ども(1,504件)	大人(1,382件)
① 友人関係 ( 16.8% )	① 子どもと教師の関係 ( 12.2% )
② 精神不安 ( 13.1% )	② 不登校 ( 10.3% )
③ 親子・兄弟関係 ( 12.4% )	③ 親子・兄弟関係 ( 7.5% )
④ 子どもと教師の関係 ( 6.4% )	④ 養育・しつけ ( 7.1% )
⑤ 学習・進路 ( 4.3% )	⑤ 学習・進路 ( 4.6% )

### 3 調整活動実績

#### 調整先・件数

合計 32件

#### 【内訳】

学校 18件

(小学校11件、中学校6件、高校1件)

市教育委員会 3件

児童相談所 15件

その他 15件

(区役所、放課後等デイサービス、病院、北海道警察、札幌法務局、興正児童家庭支援センター、若者支援総合センター等)

**子どもが  
毎日を生き生きすごし、  
自分らしく伸び伸び成長  
していくために…**



**できることについて  
見ていきましょう。**


Ⅲ 子どもが伸び伸び成長していくために・・・

## 子どもの権利を守るために

- ①初期対応が大切。
- ②子どもの気持ちを尊重する。
- ③味方になる。



# 子どもから相談されたら

- よく聴く 
- いっしょに考える → 「知ってほしい」型か、「困っている」型かを確認める
- つなげる → 相談機関、書籍、DVD、ウェブサイトなど

\*アシストもご活用ください！

- 秘密を守る

## 子どもが「大丈夫」と言う時には

- 「大丈夫」という時ほど、大丈夫じゃないことが多い
- こちら側が「大丈夫？」と聞けばそうじゃなくても「大丈夫」というのは当たり前
- 継続的な見守りや状況の確認を
- 本当に大丈夫だとしても、定期的に確認し、フォローする姿勢を大切に

# 子どもを助けるためにお願いしたいこと

- ・ 子どものことをよく見る
- ・ 子どもに寄り添って話を聴く
- ・ 子どもに相談をすすめる
- ・ 子どもができないことは力を貸す
- ・ 手助けはしすぎない  
(子どもの成長のチャンスを大切にする)
- ・ わからないこと、迷うことは相談する



## IV 最後に (子どもの権利条例前文より)

**子どものためにすべきことは・・・**

- ・ **子ども自身の成長・発達する姿を認める**
- ・ **言葉や表情、しぐさから、気持ちを十分に受け止める**
- ・ **子どもの最善の利益のために、子どもが直面することについて、ともに考え、支えていく**

子どもに関して  
迷うことなどがあいましたら、  
お気軽に  
アシストセンターへ  
ご相談ください。



また、悩んでいるような  
子どもがいいたら、  
アシストセンターへの相談を  
お勧めください！。



札幌市子どもの権利救済機関

子どもアシストセンター

ひとりじゃないよ!

ハッピーがついている

気軽に相談  
してね!

ハッピー

